○北海道開発局告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十九日

北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十六号

(三) 占用を制限する区域　北海道幌泉郡えりも町字目黒二一三番一から同町字目黒一九三番一地先まで北海道幌泉郡えりも町字目黒一九三番一地先から同町字目黒二一三番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月十九日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十九日

北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百五十三号

(三) 占用を制限する区域　伊達市大滝区北湯沢温泉町三二九番二二から北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓二六番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月十九日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１４号

秋田県横手市八幡字石町289　C’ｓハウス１号棟（住民票上の住所　秋田県横手市条里１丁目13番16号）

債務者　高橋　幸昌

1　決定年月日時　平成29年４月５日午後４時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　京野　垂日

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月20日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで

秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第５３６０号

大阪府枚方市都丘町27番５－203号

債務者　巣山　敏子（旧姓床辺）

1　決定年月日時　平成29年４月５日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　三井　　円

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月３日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６５号

大阪府東大阪市吉田本町１丁目７番36号　サンヴェール春日　602

債務者　山野　政一

1　決定年月日時　平成29年４月５日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　澤田　裕和

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月３日午後２時

5　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９８４号

大阪府豊中市蛍池西町１－25－８　ラディアンス・ドゥ406号、住民票上の住所奈良県北葛城郡広陵町大字安部408番地

債務者　井上　　孝

1　決定年月日時　平成29年４月５日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　村瀬　真紀

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月３日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４７号

堺市堺区神南辺町２丁76番地１　メゾンドール堺926号

債務者　中内　久美

1　決定年月日時　平成29年４月５日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岸本　行正

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月３日午前11時

5　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで

大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３３８号

さいたま市岩槻区西原台２丁目４番10号　エミグランド201号室、旧住所さいたま市北区東大成町１丁目６番地３　ＴＯＰ大宮第６102

債務者　根井　敏之

1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高澤　史生

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月４日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで

さいたま地方裁判所第３民事部破産係